

10月20日、槍田会長は大畠経済産業大臣を表敬訪問し、「貿易再保険特別会計の見直しに関する要望」を提出した。

本要望書は、10月27日から行われる政府の「事業仕分け第3弾」において、特別会計の見直しの議論がなされることに鑑み、貿易再保険特別会計の存続を要望すべく、貿易保険委員会（委員長：小原俊二 豊田通商(株)審査部貿易管理グループ課長職）を中心に取りまとめたものである。

(国際グループ)

\*\*\*\*\*

平成 22 年 10 月 15 日

経 済 産 業 大 臣  
大 畠 章 宏 殿

社団法人日本貿易会  
会長 槍 田 松 瑩

## 貿易再保険特別会計見直しに関する要望

10月下旬から始まる「事業仕分け第3弾」で見直しが予定されている特別会計のうち、貿易再保険特別会計について、日本貿易会は、貿易保険利用者の立場から下記の理由により貿易再保険特別会計の存続を要望しますので、何卒宜しくご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 貿易保険制度の重要性

わが国企業のグローバルな事業活動を取り巻く政治経済情勢をみると、国際紛争、テロ、為替送金規制等の民間では負担できない危険性が高まっており、わが国企業が行う貿易・海外投資に伴うリスクについて国が実施する貿易保険の必要性は益々増大している。

また、貿易保険は、通商政策や資源政策等を効果的に遂行する上で、国の重要な政策ツールとしての役割を担っており、資源・エネルギーの確保、地球環境対策、中小企業の輸出支援やアジア等との経済連携の強化等、さまざまな政策分野において貢献している。

さらに、政府の新成長戦略に基づいた官民上げてのインフラ・システム輸出等の支援に対する積極的な役割が期待されているものとする。

#### 2. 貿易再保険特別会計の必要性

貿易再保険特別会計は、貿易保険制度の実施にあたり政府の再保険に関する経理を明確にするために設置されたものであり、その原資は利用者からの保険料の積立金である。元来、同特別会計は、超長期的に保険料収入と保険金支払いを均衡させる収支相償となるよう運営されており、その積立金は将来の有事における保険金の

支払いに充当されるべきものであり、その用途は明確である。

このため、貿易再保険特別会計の廃止が行われ、その原資が一般会計に繰り入れられた場合、次のような懸念がある。

- (1) 貿易保険利用者からの保険料が原資となっている貿易再保険特別会計の積立金が、一般会計に組み入れられ一般財源化されれば、貿易保険利用者が支払った保険料があたかも税金のように捉えられ一般会計の他の支出に充当されることになりかねず、保険料の用途、事業収支、積立・借入の残高等について、著しく透明性・明確性が欠けることになる。
- (2) 今後、事業活動におけるリスクも大型化・長期化が見込まれ、将来の有事において保険金の支払いが巨額なものとなる可能性があるが、区分経理なくしては、財源が不明確であり、保険金が迅速かつ確実に支払われない可能性があり、貿易保険制度の信頼性が危ぶまれる。これは、貿易保険の大口利用者である商社業界にとって、積極的な事業展開に影響を及ぼす可能性がある。
- (3) 現在、官民を上げて、インフラ・システム輸出をはじめとした大型重要案件に取り組もうとしているなか、貿易保険の信頼性が薄れ、民間の事業活動に影響を及ぼすことは、わが国の国際競争力が著しく損なわれることにも繋がる。
- (4) したがって、現在のように区分経理され、収支損益や資金管理が明確化され、保険金の支払い財源や調達先があらかじめ明確に確保されていることは、極めて重要である。

以上のような観点から、我々商社業界としましては、事業仕分けにおける貿易再保険特別会計の廃止、財源の一般会計繰り入れについては、極めて慎重に検討されることを強く要望する。

以 上